

平成 30 年第 8 回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 平成 30 年 8 月 27 日 (月)

開 会 午前 9 時 30 分

閉 会 午前 10 時 00 分

2 会議場所 庄内町役場 3 階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名 (17 名)

1 番 齋藤 智幸

2 番 秋葉 俊一

3 番 齋藤 克行

4 番 日下部 耕平

5 番 阿部 金一郎

6 番 佐藤 恒子

7 番 高橋 聡

9 番 太田 政士

10 番 長南 統

12 番 小林 ひろみ

13 番 佐藤 優人

14 番 半澤 重幸

15 番 佐藤 一

16 番 五十嵐 晃

17 番 和島 孝輝

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の席次番号及び氏名 (2 名)

8 番 齋藤 敦

11 番 高橋 義夫

5 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 高橋 慎一

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農業経営改善相談員 高橋 茂規

7 会議に付した議案

報告第 13 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(5 件)
報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(1 件)
議案第 30 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(7 件)
議案第 31 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(7 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより平成 30 年第 8 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 事務局長から諸般の報告をいただきます。
事務局長	本日の委員の状況につきまして、報告いたします。8 番 齋藤 敦委員、 11 番 高橋 義夫委員より欠席との報告を受けております。 本日配布の資料につきましては、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金の協力について」、「庄内町農業構造政策推進会議委員の推薦について」、「農地パトロールの調査結果」、「費用弁償第 1 期分明細書」、「山形県農業会議意見書等」、「平成 30 年度山形県機構集積協力金交付基準の概要」、「農協広報(8 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、平成 30 年第 7 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成 30 年第 7 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、平成 30 年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成 30 年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようでございますので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 17 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。15 番 佐藤 一委員、16 番 五十嵐 晃委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。なお、書記には、事務局長を指名します。
◎報告 報告第 14 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 14 号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。

佐藤主査	(報告第 14 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 14 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	報告第 14 号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 14 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 30 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第 30 号に係る現況写真配布のため、暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 30 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 30 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10 番 長南 統委員より、現地調査報告をお願いします。
10 番 長南	10 番 長南です。 農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 5 条の規定による賃借権の案件ですが、8 月 24 日に 7 番 高橋 聡委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 1 番から 7 番の案件については、風力発電施設建設に伴う部品の輸送用地及び輸送車両の停留用地として使用する 6 ヶ月間の一時転用であり、事業計画については、農繁期を除外されており、隣接する農地に対する日照及び通風、農道等、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、一時転用に関し問題ないと判断してきましたので報告いたします。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。

	5番 阿部 金一郎委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 確認したいのですが、風車建設は■■さんがそのまま事業を行い、この度の転用申請は、自社の風車部品を輸送するために■■■■■■■■■■さんが風車建設の申請個所を含めて申請しているとの流れでよろしいですか。 もう一点ですが、申請期間6カ月としていますが、具体的には何月から何月までを想定しているのでしょうか。お聞かせ願います。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	ただ今の質問にお答えします。 今年5月に申請ありましたのは、風力発電施設建設に伴う資材置き場ということで■■ですが、こちらが事業主体であります。今回は、請負されております■■■■■■■■■■の事業です。混乱しがちにはなりますが、別の事業者が一時転用をするという内容になっております。また、6カ月間の期間についてですが、今回の案件が通れば9月1日から翌年の2月末日までの6カ月間を予定しております、こちらは事業主体であります■■が転用申請している期間と合っている内容でございます。以上です。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	もう一度確認しますが、事業そのものは■■さんでよろしいかどうかということです。その■■さんの事業の中には、風車で伴った利益を持って地域還元ということで、ビニールハウスも建てますということが含まれての話と考えていたのですが、■■■■■■■■■■さんが■■さんの事業を引き継ぐとかそういうことで理解してよろしいのですか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	事業主体はあくまでも■■でございまして、この度は風車の部品を運ぶ事業ということで別の事業者になりますが、関連はしている訳ですので、その一時転用をどの事業主体がやるかということでご理解いただければと思います。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 4番、日下部 耕平委員。
4番 日下部	4番、日下部です。 添付資料を見させていただいたのですが、いつもは農用地の資料等を見ていると思いますが、今回はその中にわざわざ輸送ルート図が添付されております。どのような場合に農用地以外の資料が添付出来るのかを教えてください。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	私も詳しくわからなくて申し訳ありませんが、資料で農振農用地の図面をとることなのでしょうか。
議長	4番 日下部委員。
4番 日下部	資料1ページ目ですけれども、これ自体は農用地以外の所を示した資料だ

部	とっております。どのような場合、このように農用地そのものに関わらない資料を添付することが出来るのかを教えてくださいと思います。
議長	添付資料の内容の示し方の根拠についてということですね。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	今回、農地ではないわけですが、輸送用ルート図を参考のために申請された内容に関連して入れさせていただいております。農振農用地の部分で行くと申請個所の2箇所になるのですが、今回この資料を添付したことで広範囲になったということでご理解いただければと思います。
議長	4番、日下部委員。
4番 日下部	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 5番、阿部 金一郎委員。
5番 阿部	5番、阿部です。 このように輸送ルート図までも参考資料として添付してしまうと、あたかも輸送ルートに関しても農業委員会総会で審議したのかという感じで捉えられかねないですし、そうなると地域住民の方にはどのように周知徹底を図るのかを質問させていただかなくてはなりませんので、添付する図面は、申請個所だけでいいのではないかと私は思うのですがいかがでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	今後そのようにいたしたいと思います。
議長	事務局長の方より補足説明がございます。 事務局長。
事務局長	今回この資料を出させていただいた根拠になりますが、農業委員の皆さんからもどのような事業内容なのかということをご承知していただきたくてこの輸送ルート図を添付させていただきました。輸送ルートを審議するためにこの資料を提出したのではなくて、あくまでも委員の皆さんからの理解を得るために参考として出させていただいたということでご理解いただければ有り難いと思います。
議長	より分かり易い資料にしたいという事務局側からの提案で、審議の対象にはなっていないということです。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	この度こういうルートが出たのであれば、分かる範囲で結構ですので、いつ通過しますという日時等を、当該地域の農業委員の方に連絡いただくような手立てを取っていただければ有り難いと思います。
議長	事務局側よりそれに対応させていただきたいと思います。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございました。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とす

	<p>ることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 31 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 31 号の資料に基づき、内容を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 31 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 31 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	これをもちまして、平成 30 年第 8 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前 10 時 00 分)

平成 年 月 日

上記は、平成 30 年第 8 回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第 8 回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19 番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

15 番

16 番

書記